

令和5年度戸田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年4月20日策定

この調達方針は、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり策定するものである。

1 適用範囲

本方針の適用範囲は、戸田市の全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

2 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

（2）障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所

（3）障害者優先調達推進法の法令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

- ① 障害者の雇用者数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（4）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

3 調達物品等及び目標

市が障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

(下記に記載のないものであっても、市が調達可能な役務、物品であれば対象とする。)

- ・物品（事務用品、生活用品、食品、その他）
- ・役務（清掃、点字刻印、印刷、その他）
- ・目標額 12,923千円

4 調達の実施

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者施設等への優先発注）の規定に基づく特命随意契約等を活用し、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

なお、障害者就労施設等の区域については、障害者優先調達推進法第9条第2項に定める範囲とし、戸田市の物品等入札参加資格審査を申請した者とする。

5 調達実績の公表

調達実績の概要については、毎年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

6 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。